

備考

| |
|--|
| |
|--|

記入上の注意

「月平均日数」の算出は、「3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて在宅勤務等を命ぜられた期間」の各月の在宅勤務等の日数を合算した日数を、当該期間の月数で除して得た日数（少数点以下1位未満は切り上げる。）とする。